

保育所入所選考基準について

1 基準指数

番号	類型	保護者（父母）の状況		基本指数		
1	居宅外就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
2	居宅内就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
		内職	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	15		
		3	出産	出産のため、保育にあたれない場合（出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当）		35
		4	疾病等	疾病・傷病	入院（概ね1か月以上とし、入院予定を含む）	50
常時病臥	50					
精神性疾患・感染症・特殊疾病	50					
一般療養（上記以外の場合）	30					
心身障害者	身体障害者手帳1・2級以上			50		
	精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳1・2度			50		
	身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度	35				
	上記以外の場合	20				
5	看護・介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	25		
			常時観察・介護が必要な場合	50		
		在宅介護	常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合	35		
			上記以外の場合	20		
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		50		
7	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居（要証明）の場合		50		
8	その他	就学・職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合	35		
			就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合	25		
		求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合	10		
			就労内定・開業予定の場合 （指数は就労日数・時間により類型1、2の指数に準ずる）			

別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合

2 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合）	+50
2	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合	+45
3	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合	+40
4	生活保護受給世帯	+5
5	産休明け、又は育休明け予定者（4月1日入所希望者については1～3月中の復帰者を含む）	+5
6	既に保育所に入所している児童が、弟・妹の出生により母（又は父）が取得した育児休業を出生児童が1歳半になる月を越えて取得することにより退園したのち、育休明けに再申請の場合	+15
7	兄弟姉妹が2園以上に在園し、同一園への転園申込の場合	+5
8	就労内定、就学・開業予定の場合	-5
9	保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合	+3
10	申込児を認証保育所、家庭的保育事業実施施設、定期的利用保育事業実施施設（週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用）、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合	+5
11	直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合	-2
12	申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合	+1
13	配偶者控除対象者になっている就労者	-3
14	6か月以上12か月未満の保育料の滞納がある場合	-20
15	12か月以上の保育料の滞納がある場合	-40

※ 「5・6・10」、「8・11・13」、「14・15」についてはそれぞれ重複適用はしない。

3 優先項目

入所指数が同点の場合、以下の優先項目により入所順位を決定する。

第一優先項目：同居の親族その他のものが、いない場合または保育することができない世帯の申込児を優先する

第二優先項目：第一優先項目でも順位が決定しない場合、申込児が地域型保育事業施設および認証保育所・定期的利用保育事業実施施設の卒園児である場合優先する

第三優先項目：第二優先項目でも順位が決定しない場合、障害がある申込児を優先する※1

第四優先項目：第三優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数の類型により指数を決め、世帯で合算し、類型指数の高い世帯の申込児を優先する

◎ 類型指数

①	類型7（不存在等）	10点
②	類型6（災害）	9点
③	類型4（疾病等）	8点
④	類型1（居宅外労働）	7点
⑤	類型2（居宅内労働）	6点
⑥	類型5（看護・介護）	5点
⑦	類型3（出産）	4点
⑧	類型8-i（就学）	3点
⑨	類型8-ii（就労内定・就学予定）	2点
⑩	類型8-iii（求職）	1点

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯の申込児を優先する

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

- ① 保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み時点で6か月以上継続している世帯
- ② 育児休業の対象となる申込児の兄または姉が保育所に在籍している世帯
- ③ 申込児を含め児童2人以上の保育所・地域型保育事業の施設利用申込みをしている世帯
- ④ 地域型保育事業または認可外保育施設を利用している世帯（保護者が育児休業中の場合は除く）
- ⑤ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種（※2）についている場合
- ⑥ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第八優先項目：第七優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する

※1 障害がある児童とは、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童とする。

※2 危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。

- ・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等）
- ・機械を取り扱う業種（例：印刷業等）
- ・火を取り扱う業種（例：食堂の調理場等）
- ・薬剤などを取り扱う業種（例：塗装工場等）

4 利用調整における優先利用の事項について

平成26年9月10日の通知にて、国から利用調整における優先利用の事項が例示された。

待機児童の発生状況、個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることを基本とするとされたが、適用される子ども・保護者、体制等が異なるため、運用面の詳細を含め、市町村においてそれぞれ検討・運用するとされた。

例示された事項について、現在市が利用調整に用いている入所選考基準における適用状況は、以下のとおりとなっている。

優先利用例示事項		入所選考基準（現行）の適用状況
1	ひとり親世帯	調整指数
2	生活保護世帯	調整指数
3	生計中心者の失業	適用なし
4	虐待又はDV被害者への対応	基準指数別表
5	子どもが障害を有する場合	優先項目
6	育児休業を終了した場合	調整指数及び優先項目
7	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	調整指数及び優先項目
8	地域型保育事業の卒園児童	優先項目

5 入所選考基準についての意見及び要望

今年度4月入所申込みの後、待機児童となった児童の保護者等からの入所選考基準に対する意見及び要望として、以下のようなものが寄せられている。

- ・ ひとり親世帯に対する加点が高すぎる
- ・ 育児休業に対する加点は会社員等の外勤者にのみ適用の機会があり、フリーランス及び自営業者に対して不公平である
- ・ 在園児童のきょうだい（弟又は妹）の入園について、入園時に同一の保育所等への入所となるための配慮が少ない
- ・ 父母以外に、送迎及び発熱等に対応可能な親族等が居る家庭とそうではない家庭との差を設けるべきである
- ・ 認可外保育施設を利用している世帯について、すでに保育を利用しているにも関わらず優先することは適当ではない
- ・ 保育施設の利用希望順位を選考に反映するべきである
- ・ 看護・介護と就労との比較では就労が優先されているが、適当ではない
- ・ 多子に対する配慮については未就学児が多い場合に限られているが、制限するべきではない
- ・ 多胎児に対する配慮が必要である
- ・ 勤務時間に加えて通勤時間を考慮するべきである